工事名：橋北ポンプ場ほか地下重油タンク修繕

特記仕様書

四日市市上下水道局

第１章　一般共通事項

第１節　共通事項

１．本工事は、本特記仕様書等により施工する。
２．施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
３．受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
４．受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が 5 百万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。
　受注時は、契約後 10 日以内とする。
　完成時は、工事完成後 10 日以内とする。
　登録内容の変更時は、変更があった日から 10 日以内とする。
５．受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
６．隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
７．完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本局の指示に従うものとする。
８．施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
９．工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
１０．施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
１１．当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
１２．工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ実施しなければならない。

１３．受注者は、工事請負代金額 5 百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）は、原則として工事請負契約締結後 1 ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の 0.5/1000 以上とする。
１４．受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む)、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。
１５．受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について現場発生品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
１６．受注者は、施設敷地内へ現場事務所を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。

第２節　特記事項

１．受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本局の承諾を得るものとする。
２．機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
３．本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。
４．本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
５．受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
６．その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第３節　提出書類

１．承諾申請図書　　２部
２．工事写真　　１部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む)、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。特にライニングに関する部分は工程毎に撮影することとする。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさで A4 用紙に印刷し、提出すること。

３．工事打合せ簿　　１部

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

４．完成図書

（１）内　容

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

（２）作成要領

A4 判製本（折込）2 部

黒厚表紙　（金文字）

電子ファイル（CD 等）　　2 部

（A4 判製本・電子ファイルの内容については、本局の指示による。）

５．所轄消防署の検査書等

第４節　工場検査等

本局が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本局立ち会いにより工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本局による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本局が指示した場合は省略することができる。）

第５節　試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第６節　随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第 8 条第 6 項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第７節　暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（１）　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（２）　契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（３）　(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第８節　個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第９節　環境配慮事項（該当する項目のみ適用）

１．本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
２．騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
３．機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
４．工事用重機・車輌の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
５．本工事において発生した産業廃棄物は、廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等をマニフェスト写し等の書面により明らかにし、報告すること。
６．現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
７．コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
８．提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第１０節　本工事に求める現場代理人等の技術者要件

種類	資格	配置方法
・現場代理人：	国家資格者又は実務経験者	常駐
・主任技術者又は監理技術者：	国家資格者又は実務経験者	建設業法による配置

※本工事の業種は、管工事である。

第２章　工事仕様

工事目的

総務省令第 71 号（平成 22 年 6 月 28 日）に、橋北ポンプ場及び日永浄化センター第２系統の地下タンクが該当することから、地下タンク内面を保護するために繊維強化プラスチックにてライニングを施し、老朽化による重油の漏洩を未然に防ぐことを目的とする。

工事場所　　四日市市新浜町　橋北ポンプ場
　　四日市市寿町　　日永浄化センター第２系統

工事内容

１．タンク仕様

（１）　橋北ポンプ場地下タンク

形式	地下重油槽	
数量	１基	
寸法	胴長	：4875mm
	鏡出	：　600mm
	全長	：5709mm
	内径	：2000mm
容量	総容量	：15898 ﾘｯﾄﾙ
	実容量	：15000 ﾘｯﾄﾙ
構造	材質	：SS400
	設計板厚	：6mm
	外面塗覆装	：タンク外面　防錆塗装 アスファルトプライヤー及びアスファルトルーフィング　厚さ 10mm

（２）　日永浄化センター第２系統地下タンク

形式	自家発用地下重油槽	
数量	１基	
形状	横置円筒型	
寸法	胴長	：4545mm
	鏡出	：200mm
	内径	：1450 mm
容量	総容量	：7721.4 ﾘｯﾄﾙ
	実容量	：7000　ﾘｯﾄﾙ
構造	材質	：SS400
	設計板厚	：6mm(胴板、鏡板)
	外面塗覆装	：タンク外面　防錆塗装 アスファルトピッチ及びアスファルトルーフィング　厚さ 10mm

２．施工内容

（１）　タンク内部清掃・中和

タンク内の錆・スラッジを除去し、中和剤等を用いて、タンク表面に油分が残らなくなるまで洗浄すること。

（２）　下地処理（ケレンおよび清掃）

素地調整は、2 種以上とすること。

（３）　タンク板厚測定（50cm 平方あたり 3 箇所）

鋼板の板厚が 3.2mm 以上、かつ設置時の板厚の 75%以上であることを確認すること。

（４）　ＦＲＰライニングの成形

紫外線硬化法等適切な方法とする。（ライニング厚 2.0 ㎜以上　下地処理含む）

内面ライニングに用いる樹脂及び強化材は、該当タンクに収納する危険物に対し劣化のないものとし、必要とされる品質が維持されたものであること。

（５）　試験

ア　施　工　状　況：気泡、不純物の混入等の施工不良が無いことを目視で確認する。

イ　厚　　さ：膜厚計によりライニングの厚さが設計値以上であることを確認する。

ウ　ピ ン ホ ー ル：ピンホールテスタによりピンホールが無いことを確認する。

エ　気密性・耐圧：不燃性ガスを用いた圧力試験において圧力の低下がないこと。

３．その他

（１）　タンク内に残留している重油

重油を引き抜き、監督員指定場所（日永浄化センター焼却炉用地下タンク 30000 ﾘｯﾄﾙを予定）へ輸送する。

ただし、各タンク底部のスラッジを含む重油（400 ﾘｯﾄﾙ程度）は廃油処理とする。

＊タンク内に残留している重油量（参考値）

・橋北ポンプ場地下タンク　　12000 ﾘｯﾄﾙ程度

・日永浄化センター第２系統地下タンク　　5000 ﾘｯﾄﾙ程度

４．施工上の注意事項

（１）　工事施工に先立って、所管消防署へ所要の申請を行うこと。その場合における手数料等の費用一切は受注者の負担とする。

（２）　工事施工に当たっては、事前に監督員と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

（３）　「鋼製地下タンクの内面保護に係る FRP ライニング施工に関する指針」等の関係法令等に基づき工事施工を行うこと。

（４）　工事施工は、安全な施工の確保を図るため、一般財団法人全国危険物安全協会の定める鋼製地下タンク FRP 内面ライニング施工認定事業者が行うものとする。また、２級強化プラスチック成形技能士またはこれと同等以上の知識及び技能を有する者がＦＲＰライニング成形及び確認を行うこと。

（５）　工事施工において消防署との協議を行い、指示、指導を遵守すること。また、地下重油タンクの工事期間を極力短くし、ポンプ場及び処理場の運転に支障のないよう施工すること。

（６）　軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。

（７）　調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。

（８）　施工に必要な機器を持ち込んで使用する場合は、事前に発注者に了解を得ること。なお、了解を得て使用する機器および施工に必要な水、電力等は、支給する。ただし、既存の設備で供給可能な範囲とする。

（９）　安全に留意し、発生品、産業廃棄物等については、適法処分すること。また、本工事は、地下タンクの内部の密閉空間において作業等を行うものであることから、可燃性蒸気の除去等、火災や労働災害等の発生を防止するための措置を講ずること。

（１０）施工可能な期間は、契約の日～平成 25 年 12 月 26 日、平成 26 年 1 月 6 日～24 日の間とするが、施工完了し次第、すみやかに地下タンクを使用できるよう状態にすること。